

# 名義変更誓約書兼預り証

売主（以下「甲」という）と買主（以下「乙」という）と保証人（以下「丙」という）と買主は、甲所有の後記自動車（以下「本件自動車」という）について、以下の内容の自動車名義変更に関する契約を締結した。保証人は買主の名義変更を遅滞のないものと保証する。

## 1 本件自動車の表示

登録番号 \_\_\_\_\_ 車名 \_\_\_\_\_  
車台番号 \_\_\_\_\_

## 2. 名義変更までの期間について（契約日より2週間）

売主は名義変更が終了した事が FAX など、確認書類は車検証と自動車税の税止め領収書等を確認取れ次第、速やかに指定口座に返金する。

名義変更が期限内に名義変更できないと原因が出た場合は、直ちに売主である甲へ連絡する事。

名義変更期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

必要書類(軽) \_\_\_\_\_ 身分証明書コピー \_\_\_\_\_ (本人と保証人)

普通車は更に3ヶ月以内の印鑑証明書、印鑑証明の住所に相違がある場合は登録可能な公共料金明細書と車庫証明許可又は受理書

## 3. 名義変更までの預り金 \_\_\_\_\_ .000 円(車検終了日までの自動車税+自賠責月割り+保証金)

## 4. 使用本拠の位置が住所と相違する場合

使用本拠地の氏名 \_\_\_\_\_

使用本拠地の連絡先 \_\_\_\_\_

使用本拠地の住所 \_\_\_\_\_

## 5. 遅延ペナルティについて（損害賠償の予定額）

- ・期限内に名義変更できなかった場合はペナルティとして、1日の遅延金を10,000円とする。
- ・期限内の名義変更の連絡が無く催促の連絡も取れない場合は、1日の遅延金を20,000円とする。
- ・期限内に名義変更できない条件にあったのに虚偽の契約をした場合は、又は特約事項にある違反行為があった場合は、ペナルティとして支払総額の全額を請求しさらに損害賠償金を請求可能であり購入した車は返還する事、返還に必要な調査料や陸送代金は買主に請求する。

## 6. 特約事項

- ・買主の都合により名義変更ができなく、購入した車両を売主に引き渡す場合は、使用した期間と破損部分や消耗品について、支払総額以外に追加金が発生しても異議申し立てをしないこと。
- ・買主は、名義変更をする意志がないと思われ、犯罪目的や交通違反などの違法行為をした場合やする可能性がある場合は刑事告訴されて、買主は盗難届けを提出され購入車を使用停止処分とされても異議申し立てをしないこと。
- ・買主は名義変更しないで購入した車を第三者に貸したり、譲り渡す事はできなく、もし名義変更しないで第三者に渡した場合は、買主は盗難届けを提出され車を使用停止処分とされても異議申し立てをしないこと。
- ・名義変更が期限内に終了できなく、住所や氏名、連絡先、保証人に虚偽の記載があり虚偽の契約

内容を故意に成立させた場合は契約違反となり、刑事告訴されて買主は盗難届けを提出され車を  
使用停止処分とされ、返還請求されペナルティを受けても異議申し立てをしないこと。

・ペナルティ遅延料金が支払総額に達した場合は購入した車は売主に返還する事、返還しない場合  
は盗難届けを警察に提出し道路運送車両法違反又は、刑事告発されても異議申し立てできない。

・訴訟による解決の場合は、管轄裁判所は石巻簡易裁判所又はその上級裁判所とし裁判所では損害  
賠償の予定額を変更することはできない。

上記の通り、名義変更までの条件が成立したので、これを証するため本契約書を二通作成し、売主・  
買主の各自が署名し、各一通を所持する。保証人はコピーを所持することができる。

**預り金返金先(振込手数料は買主が負担)**

銀行名 _____	ゆうちょ銀行
支店名 _____	記号番号 _____ - _____
口座番号 _____	口座名義 _____
口座名義 _____	

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

売主 住所 宮城県東松島市牛網字中村松 4 6-4

氏名 J・CLICK 株式会社 印

連絡先 0225-87-3990 FAX:0225-90-3992

買主 住所

氏名 印

連絡先

所有者 住所

氏名 印

連絡先

使用者 住所

氏名 印

連絡先

保証人(普通車は別世帯の保証人、同一印×)

住所

氏名 印

連絡先 (同一連絡先×)